

# 甲南大学法学部前田ゼミのみなさんへ

## 協働活動へのお誘い

昨年11月3日 更生保護プロジェクトin摂津祭！！  
今年も、協働活動にチャレンジ！！

東灘区保護司会副会長・総務 和田 道夫

まずは、

### STEP1

#### 更正保護セミナー

平成30年6月28日(木)

14時40分～16時10分

5号館3階サイバーライブラリ

そして

### STEP2

保護司会活動を体験して下さい

平成30年7月1日(日) 13時～15時

御影クラッセ

### STEP3

更生保護プロジェクト

#### 引用文献

- 犯罪白書
- 法務省ホームページ
- 全国保護司連盟ホームページ
- 甲南大学ホームページ

#### 新着情報 NEWS

- ▶ 共通教育
- ▶ お知らせ
- ▶ 入試情報
- ▶ 文学部
- ▶ 法学部
- ▶ 経済学部
- ▶ 経営学部
- ▶ マネジメント創造学部
- ▶ 理工学部
- ▶ 知能情報学部
- ▶ フロンティアサイエンス学部

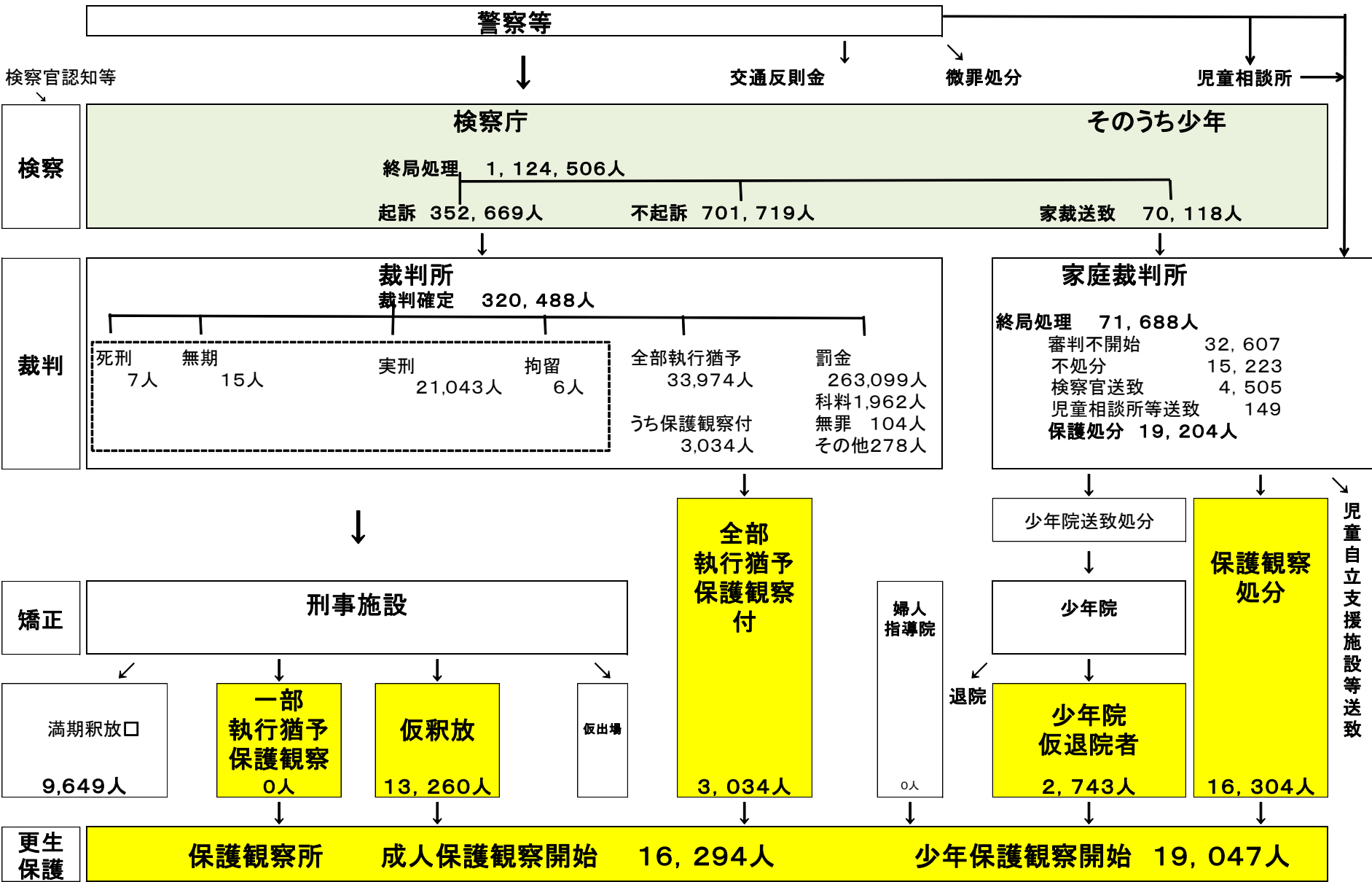
#### 「更生保護プロジェクト報告」～現場で学ぶ刑事政策ゼミ・レポート第3弾～

2017.11.10 (金) [法学部](#)

11月3日、罪を行った人や非行少年の立ち直りを地域社会で支える、東灘区保護司会、更生保護女性会、BBS会、甲南大学法学部前田ゼミの四者協働で「更生保護プロジェクトIN摂津祭」を実施しました。  
当日は、法科大学院棟の法廷教室において、受刑者が刑務作業で制作した製品の展示やポスターの掲示など広報活動を行いました。



# 刑事司法手続きの流れ(数値は平成28年)



# 保護司は、民間のボランティアです

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員(実質的に民間のボランティア)です。保護観察官(更生保護に関する専門的な知識に基づいて、保護観察の実施などに当たる国家公務員)と協力して、主に次のような活動を行います。なお、保護司には給与は支給されませんが、活動内容に応じて、実費弁償金が支給されます。

## ①保護観察

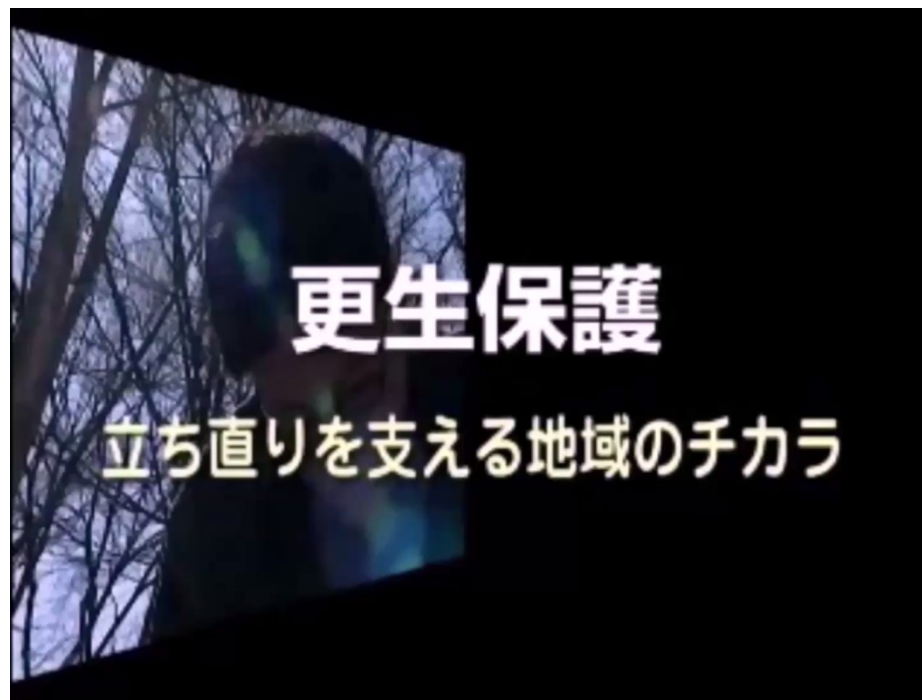
更生保護の中心となる活動で、犯罪や非行をした人に対して、更生を図るための約束ごと(遵守事項)を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の援助などを行い、その立ち直りを助けるものです。

## ②生活環境調整

少年院や刑務所に収容されている人が、釈放後にスムーズに社会復帰を果たせるよう、釈放後の帰住先の調査、引受人との話し合い、就職の確保などを行い必要な受入態勢を整えるものです。

## ③犯罪予防活動

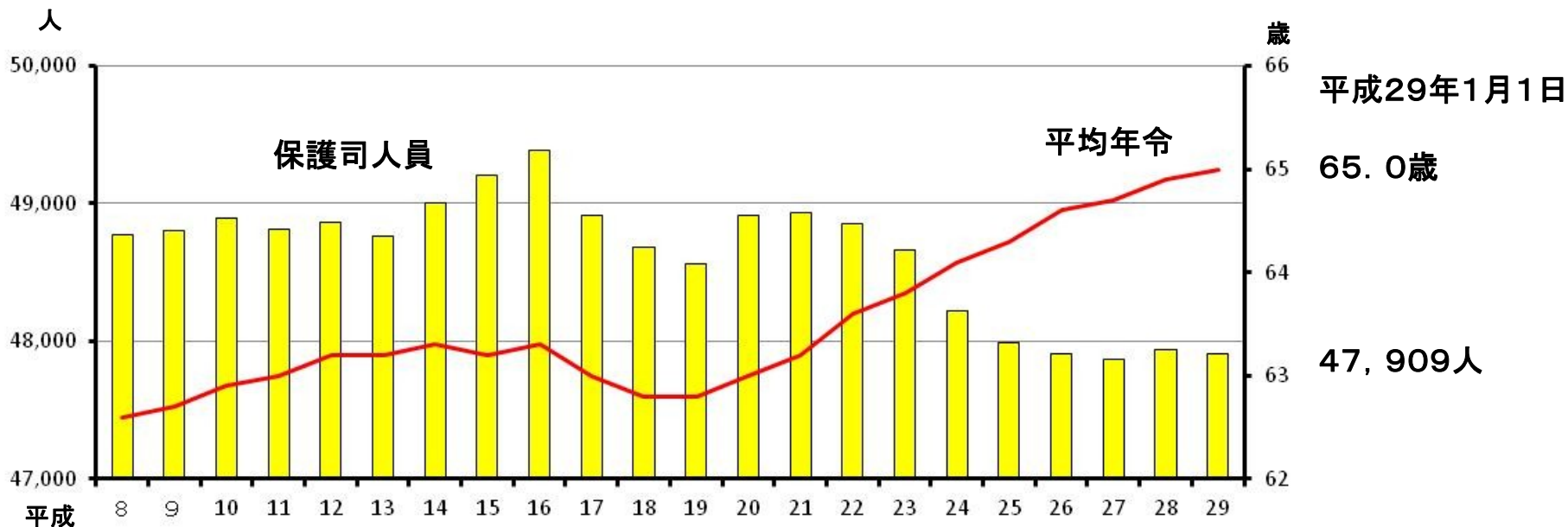
犯罪や非行をした人の改善更生について地域社会の理解を求めるとともに、犯罪や非行を未然に防ぐために、毎年7月の“社会を明るくする運動”強調月間などの機会を通じて、「講演会」、「住民集会」、「学校との連携事業」などの犯罪予防活動を促進しています。



MOJchannel 更生保護紹介動画「更生保護～立ち直りを支える地域のチカラ～」抜粋

# 保護司の実態

- ①毎月、  
保護観察対象者が保護司の家を訪問(来訪)したり、  
保護司が対象者の家を訪問(往訪)したりします。  
そこで保護司は、対象者の最近の生活状況などについて話し合い、相談に応じて指導・助言を行います。
- ②また、保護司は毎月1回、これらの内容を「報告書」にまとめ、保護観察所に提出します。
- ③保護観察中に何か問題などが起こったときには、保護観察官に連絡し、アドバイスを受けます。
- ④各地域には保護司会があり、定期的に会合が開催されるので、そのような会合に参加して、保護司会の活動等について話し合います。
- ⑤そのほかに保護司会の活動としては、毎年7月を強調月間として行われる“社会を明るくする運動”を中心とする、犯罪予防活動の実施などがあります。





## 更生保護女性会・BBS会・協力雇用主

①**更生保護女性会**は、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。全国で約17万人おり、地域の公民館、学校等に地域住民の参集を求めて、その地域の実情に即した非行問題等を話し合うミニ集会のほか、親子ふれあい行事や子育て支援の活動などに取り組んでいます。

②**BBS (Big Brothers and Sisters Movementの略)**は、様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体で、全国で約4,500人の会員が参加しています。

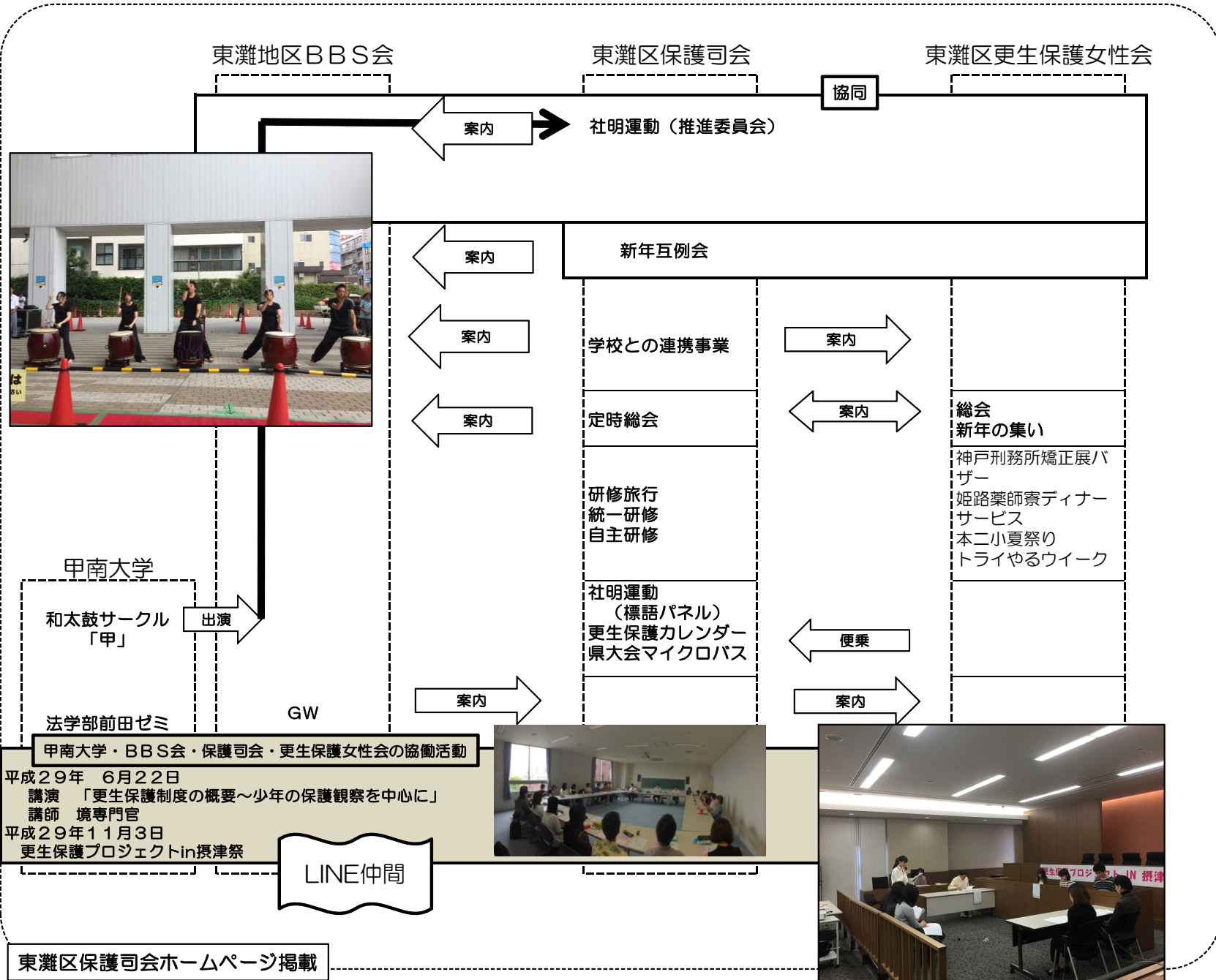
近年では、児童福祉施設における学習支援活動や児童館における子どもとのふれあい行事等も実施しています。

③**協力雇用主**は、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主です。

現在、全国で約18,000の協力雇用主が協力しています。



MOJchannel 更生保護紹介動画「更生保護～立ち直りを支える地域のチカラ～」抜粋



保護司会活動を体験して下さい

平成30年7月1日(日) 13時～15時 御影クラッセ

主唱/法務省

もどらない。  
もどさない。

立ち直りを決意したひとを、  
決してあやまちに戻さない。

東灘区保護司会

第67回 社会を明るくする運動  
犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の子カラ。

高ゴちゃん

7月は“社会を明るくする運動”強調月間・再犯防止啓発月間です。 社明 しゅめい 啓発系

第67回“社会を明るくする集い” 平成29年7月8日



# 再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から平成34年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

## 再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合  
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、  
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組

地域社会での継続的支援

再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

## 5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成



## 7つの重点分野と主な施策

### ① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

### ③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

### ⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



### ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

### ④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



### ⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

### ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

# 東灘区保護司会ホームページ・ブログ



- 6月12日05時41分
- 「更生保護」一口メモ！！
- 東灘区保護司会の概況
- 事業計画・実績
- 社会を明るくする運動
- 学校との連携活動
- 更生保護女性会の活動
- 関係機関等との連携活動
- 地域の子カラ

法務省保護局公式Twitter→こちら  
 法務省公式Twitter→こちら  
 東灘区保護司会ブログ→こちら  
 YouTubeチャンネル東灘区保護司会→こちら

東灘区の天気  
 神戸の天気

<https://blogs.yahoo.co.jp/hogosikai>

## お知らせ

～ようこそ、東灘区保護司会ホ

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の

**第68回 社会を明るくする**

**「社会を明るくする**

第68回社会を明るくする運動の実施

「社会を明るくする集い」を開催いたし

日は地域の子どもたちによる演奏や消防

による演奏等を行う予定です。

<http://www.hogoshikai.com/>

兵庫県神戸市 東灘区保護司会のブログです

皆様からの投稿をお待ちしております。ブログ担当にメール下されば代行投稿します。なお、コメント等は不可と致しております。

最新記事

神戸市ホームページ 消防音楽隊演奏予定に...

2018/6/9(土) 午前 9:23

「東灘区保護司会ホームページ」へクリックして下さい。 <http://www.hogoshikai.com>

矯正施設所在自治体会議設立発起人会議が開...

2018/6/9(土) 午前 9:00

平成30年6月6日(水)、矯正施設所在自治体会議の趣旨に賛同し、設立発起人となられた29の市町の首長を構成員とする矯正施設所在自治体会議設立発起人会議が開催されました。法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp> ...▶すべて表示

東灘区更生保護女性会だより 第1号

6月5日 内閣総理大臣メッセージの伝達式...

甲南大学法学部掲示板にポスター掲示

6月2日 魚崎支部会報告

御影クラッセ ホームページに「社会を明るく...

6月2日 住吉支部会報告

6月1日 神戸市保護司会連絡協議会総会報...

すべて表示

乗る者を、未来へ。  
Audi A4 Avant

Future with Audi A4 Campaign 2018  
6/9 sat. - 6/17 sun.  
詳しくはこちら

東灘区保護司会  
非公開 / 非公開  
人気度

犯してしまった罪をつぐない，社会の一員として立ち直ろうとするには，本人の強い意志や行政機関の働き掛けのみならず，地域社会の理解と協力が不可欠です。

我が国では，保護司，更生保護施設を始めとする更生保護ボランティアと呼ばれる人たちの他，更生保護への理解と協力の下，関係機関・団体との幅広い連携によって更生保護は推進されています。

人はみな、  
生かされて  
生きてゆく。



更生保護ネットワーク

「生きるマーク」とは

更生保護制度施行50周年(1999年)を記念として，甲骨文・金文の「生」をモチーフに，樹木の芽が伸びていくように，今，そして未来を生きていく様を表現した「生きるマーク」が作成されました。その後，更生保護制度施行60周年(2009年)を機に，更生保護のシンボルマークとなりました。



## (保護司の使命)

**第一条** 保護司は、社会奉仕の精神をもつて、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もつて地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする。

## (設置区域及び定数)

**第二条** 保護司は、法務大臣が都道府県の区域を分けて定める区域(以下「保護区」という。)に置くものとする。

2 保護司の定数は、全国を通じて、五万二千五百人をこえないものとする。

## (推薦及び委嘱)

**第三条** 保護司は、左の各号に掲げるすべての条件を具備する者のうちから、法務大臣が、委嘱する。

## (任期)

**第七条** 保護司の任期は、二年とする。但し、再任を妨げない。

## (費用の支給)

**第十一条** 保護司には、給与を支給しない。



## 第一章 総則 第一節 目的等 (目的)

**第一条** この法律は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする。

## 第四節 保護観察所 (所掌事務)

**第二十九条** 保護観察所は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 この法律及び売春防止法の定めるところにより、保護観察を実施すること。
- 二 犯罪の予防を図るため、世論を啓発し、社会環境の改善に努め、及び地域住民の活動を促進すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、この法律その他の法令によりその権限に属させられた事項を処理すること。

## 第五節 保護観察官及び保護司

(保護観察官)

全国に約1,000名

### 第三十一条

2 保護観察官は、医学、心理学、教育学、社会学その他の更生保護に関する専門的知識に基づき、保護観察、調査、生活環境の調整その他犯罪をした者及び非行のある少年の更生保護並びに犯罪の予防に関する事務に従事する。

(保護司)

全国に約48,000名

第三十二条 保護司は、保護観察官で十分でないところを補い、・・保護観察所の長の指揮監督を受けて、保護司法・・の定めるところに従い、・・保護観察所の所掌事務に従事するものとする。

### 保護観察官と保護司の役割

保護観察官の役割 (例) ← 専門性

- ・ 保護観察の実施計画の策定
- ・ 対象者の遵守事項違反, 再犯その他危機場面での措置
- ・ 担当保護司に対する助言や方針の協議
- ・ 専門的処遇プログラムの実施 等

保護司の役割 (例) ← 地域性・民間性

- ・ 対象者との日常的な面接による助言, 指導
- ・ 対象者の家族からの相談に対する助言
- ・ 地域の活動や就労先等に関する情報提供や同行 等

### 第三章 保護観察 第一節 通則（保護観察の対象者）

参考

14

**第四十八条** 次に掲げる者（以下「保護観察対象者」という。）に対する保護観察の実施については、この章の定めるところによる。

一 少年法第二十四条第一項第一号の保護処分に付されている者（以下「保護観察処分少年」という。）

二 少年院からの仮退院を許されて第四十二条において準用する第四十条の規定により保護観察に付されている者（以下「少年院仮退院者」という。）

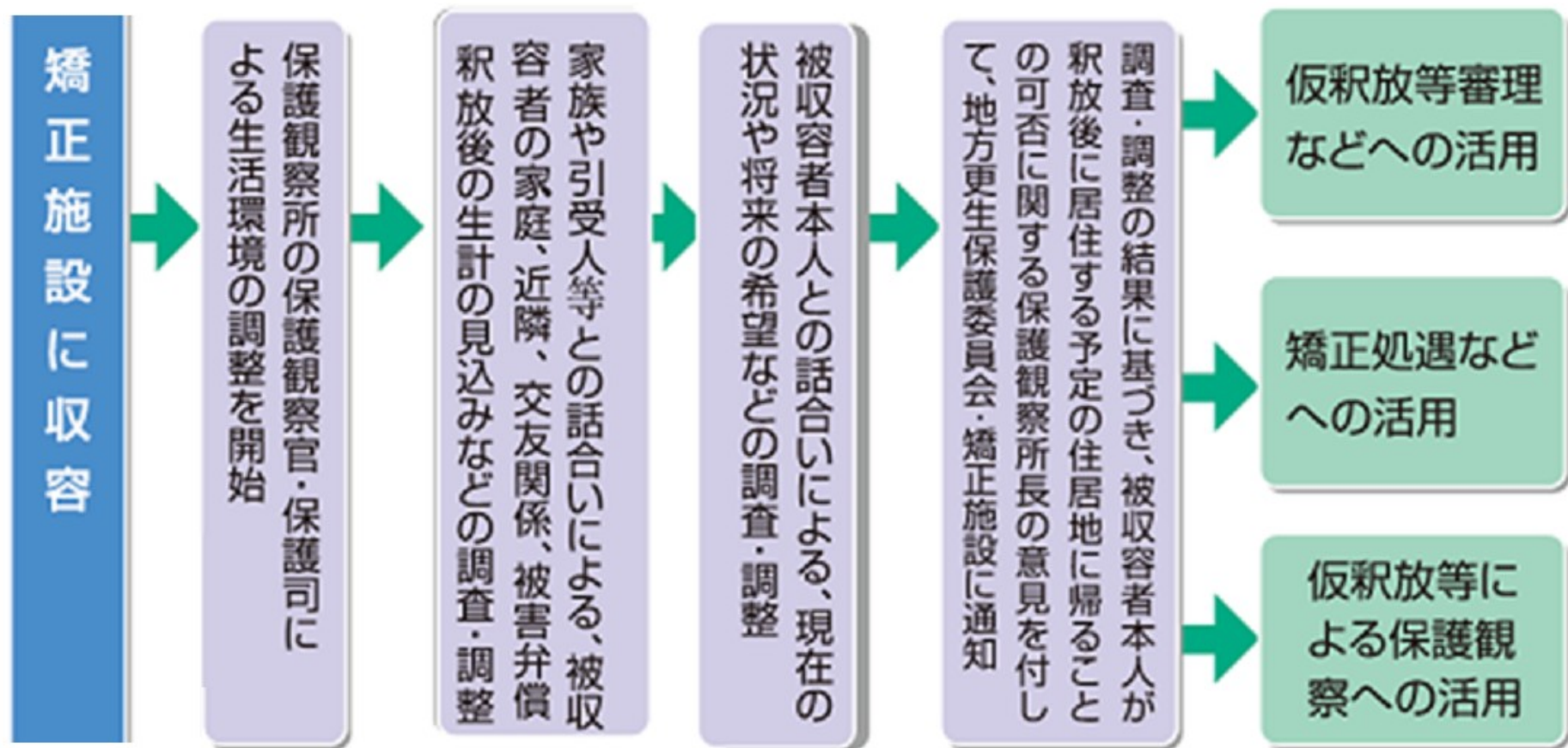
三 仮釈放を許されて第四十条の規定により保護観察に付されている者（以下「仮釈放者」という。）

四 刑法第二十五条の二第一項若しくは第二十七条の三第一項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第一項の規定により保護観察に付されている者（以下「保護観察付執行猶予者」という。）

種類	少年		成人	
	1号観察	2号観察	3号観察	4号観察
名称	保護観察処分	仮退院	仮釈放	保護観察付執行猶予
	非行により家庭裁判所から保護観察の処分を受けた少年	非行により家庭裁判所から少年院送致の処分を受け、その少年院から仮退院となった少年	懲役又は禁錮の刑に処せられ、仮釈放を許された者	刑の執行猶予とあわせて保護観察付の言渡しを受けた者
期間	20歳まで、又は2年間	20歳まで、その他	刑期満了日	猶予期間満了日
28年 全国	16,304人	2,743人	13,260人	3,034人
	19,047人		16,294人	
	35,341人			
東灘区	19人	2人	4人	6人
	31人			

## 第四章 生活環境の調整(収容中の者に対する生活環境の調整)

第八十二条 保護観察所の長は、刑の執行のため刑事施設に収容されている者又は刑若しくは保護処分の執行のため少年院に収容されている者(以下この条において「収容中の者」と総称する。)について、その社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めることその他の方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うものとする。





## (保護観察の実施方法)

**第四十九条** 保護観察は、保護観察対象者の改善更生を図ることを目的として、第五十七条及び第六十五条の三第一項に規定する**指導監督**並びに第五十八条に規定する**補導援護**を行うことにより実施するものとする。

## (指導監督の方法)

**第五十七条** 保護観察における指導監督は、次に掲げる方法によって行うものとする。

- 一 面接その他の適当な方法により保護観察対象者と接触を保ち、その行状を把握すること。
- 二 保護観察対象者が一般遵守事項及び特別遵守事項(以下「遵守事項」という。)を遵守し、並びに生活行動指針に即して生活し、及び行動するよう、必要な指示その他の措置をとること。
- 三 特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を実施すること。

一般遵守事項 (対象者全員に付けられるルール)	特別遵守事項 (事件の内容や事件に至った経緯等を踏まえ、個人の問題性に合わせて付けられるルール)
(例) ・ 再び犯罪をすることがないように、健全な生活態度を保持すること ・ 保護観察官や保護司の面接を受けること ・ 生活状況を申告し、必要に応じて生活実態に関する資料を提出すること ・ 転居や旅行をする場合には、事前に保護観察所長の許可をうけること	(例) ・ 遅刻、早退することなく、学校に通うこと ・ 就職活動や仕事をする事 ・ 共犯者との交際を絶ち、接触しないこと ・ 被害者等に一切接触しないこと ・ 深夜に無断外出しないこと ・ 性犯罪者処遇プログラムを受けること

## (指導監督の方法)

**第六十五条の三** 規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に対する保護観察における指導監督は、第五十七条第一項に掲げるもののほか、次に掲げる方法によって行うことができる。

一 規制薬物等に対する依存の改善に資する医療を受けるよう、必要な指示その他の措置をとること。

二 公共の衛生福祉に関する機関その他の適当な者が行う規制薬物等に対する依存を改善するための専門的な援助であって法務大臣が定める基準に適合するものを受けよう、必要な指示その他の措置をとること。

## (補導援護の方法)

参考

18

**第五十八条** 保護観察における補導援護は、保護観察対象者が自立した生活を営むことができるようにするため、その自助の責任を踏まえつつ、次に掲げる方法によって行うものとする。

- 一 適切な住居その他の宿泊場所を得ること及び当該宿泊場所に帰住することを助けること。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 職業を補導し、及び就職を助けること。
- 四 教養訓練の手段を得ることを助けること。
- 五 生活環境を改善し、及び調整すること。
- 六 社会生活に適応させるために必要な生活指導を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、保護観察対象者が健全な社会生活を営むために必要な助言その他の措置をとること。

住居・宿泊場所	医療・療養	職業補導・就職援助
<ul style="list-style-type: none"><li>・同居可能な家族と連絡を取らせる</li><li>・身寄りがない者について更生保護施設等への入所を調整する</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・病状に応じて適切な医療機関に関する情報を提供する</li><li>・通院や服薬を継続するよう助言する</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・就労に関する情報を提供する</li><li>・ハローワークに同行する</li></ul>
教養訓練の援助	生活環境の改善・調整	生活指導
<ul style="list-style-type: none"><li>・ボランティア活動への参加を促す</li><li>・健全な余暇の過ごし方を助言する</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校へ協力を依頼する</li><li>・家族関係の調整をする</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・アルコールや薬物依存からの回復を支援する団体の情報を提供する</li><li>・SST(社会生活技能訓練)を実施する</li></ul>

## 保護司法(保護司会)

**第十三条** 保護司は、その置かれた保護区ごとに保護司会を組織する。

**2** 保護司会は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。

一 第八条の二に規定する計画の策定その他保護司の職務に関する連絡及び調整

二 保護司の職務に関し必要な資料及び情報の収集

三 保護司の職務に関する研究及び意見の発表

四 その他保護司の職務の円滑かつ効果的な遂行を図るために必要な事項で法務省令で定めるもの

## (地方公共団体の協力)

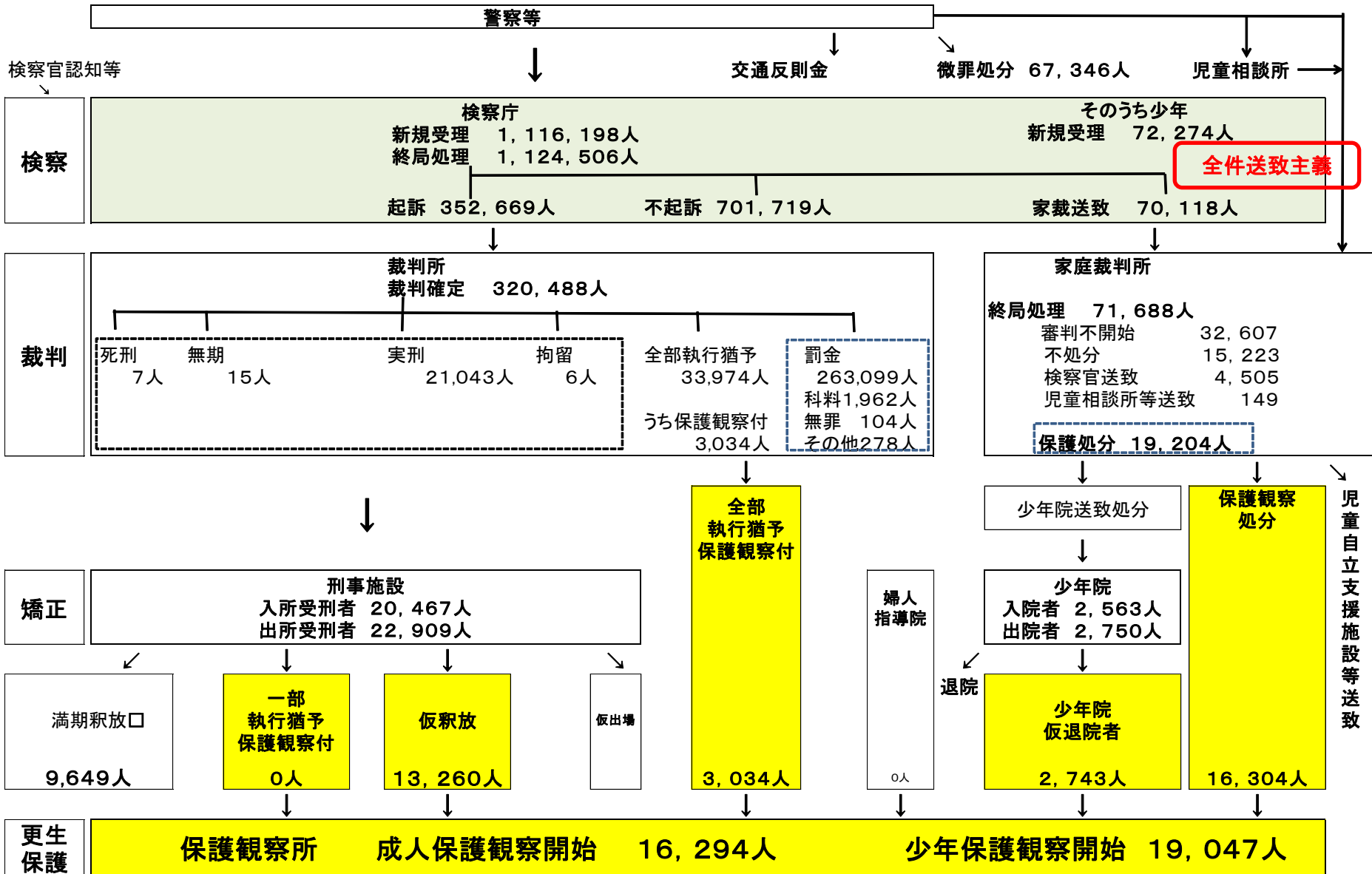
**第十七条** 地方公共団体は、保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動が、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに犯罪を予防し、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、その地域において行われる保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動に対して必要な協力をすることができる。



# 刑事司法手続きの流れ(数値は平成28年)

少年:健全育成

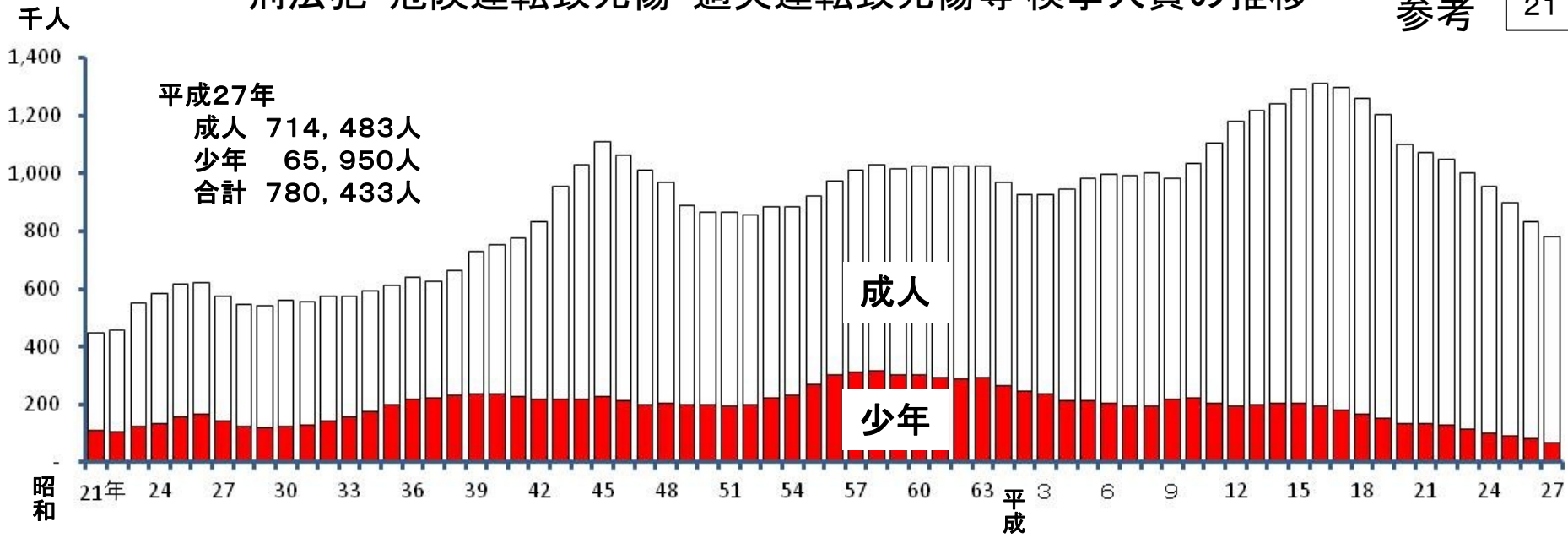
全件送致主義



# 刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等 検挙人員の推移

参考

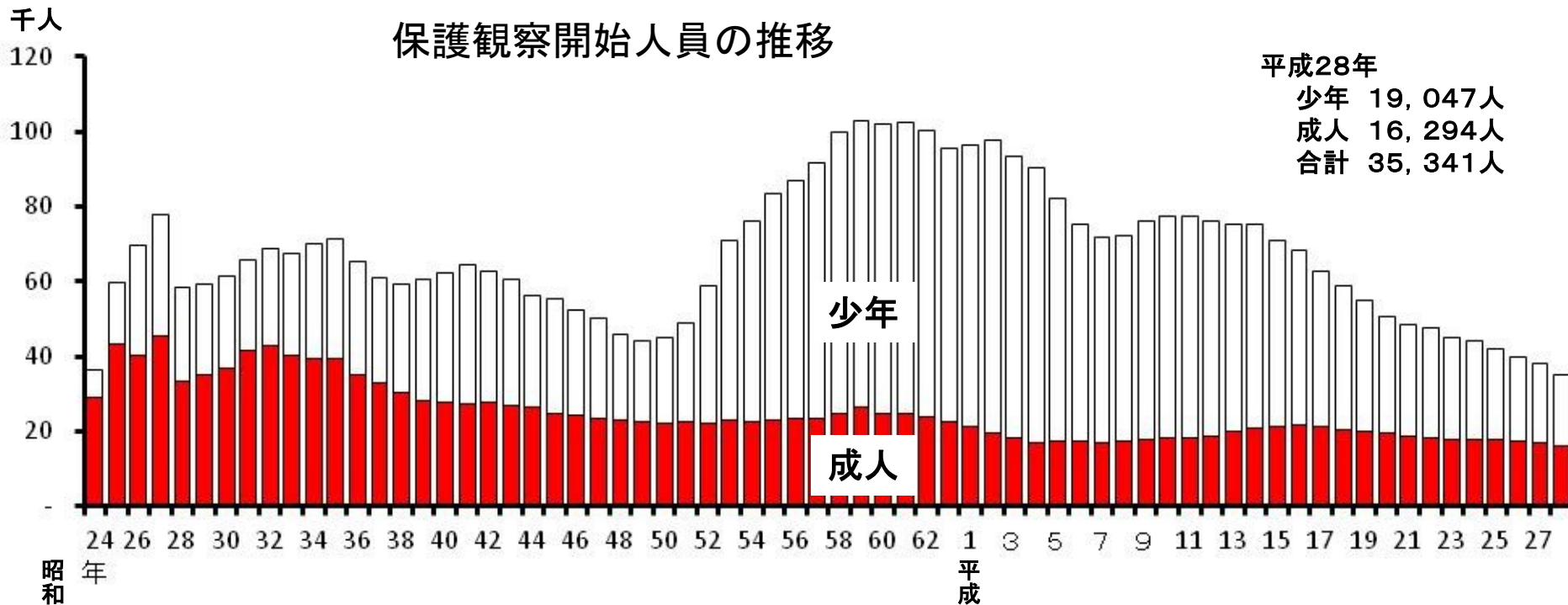
21



# 保護観察開始人員の推移

平成28年

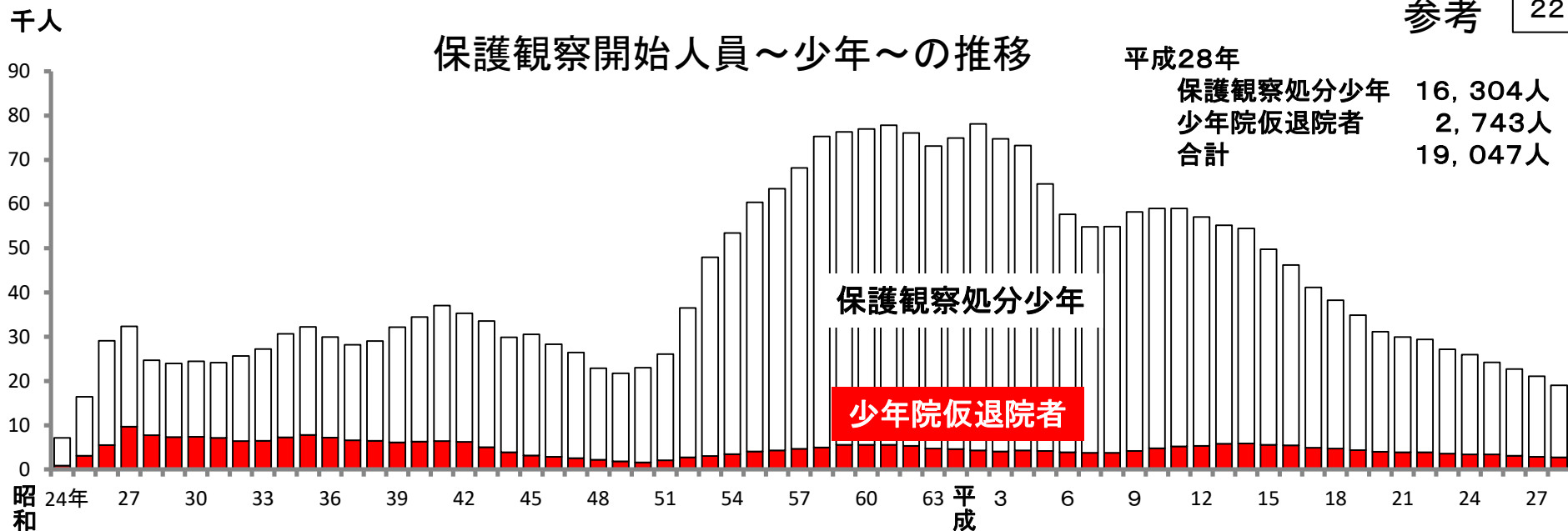
少年 19,047人  
 成人 16,294人  
 合計 35,341人



### 保護観察開始人員～少年～の推移

平成28年

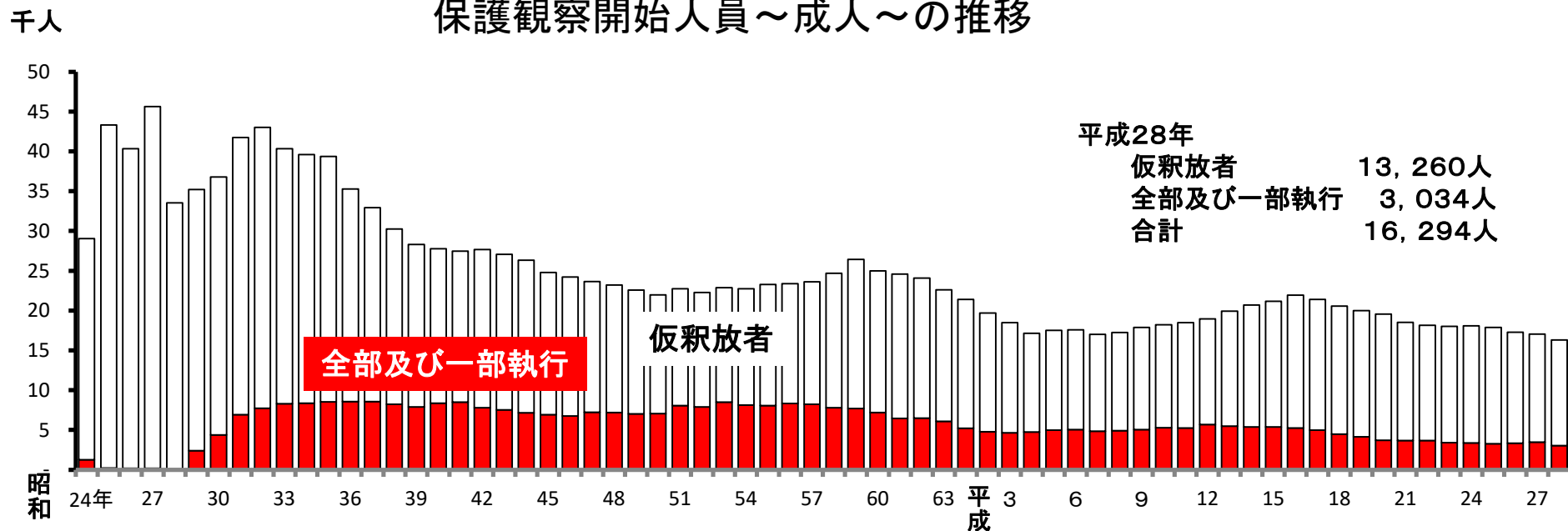
保護観察処分少年 16,304人  
 少年院仮退院者 2,743人  
 合計 19,047人



### 保護観察開始人員～成人～の推移

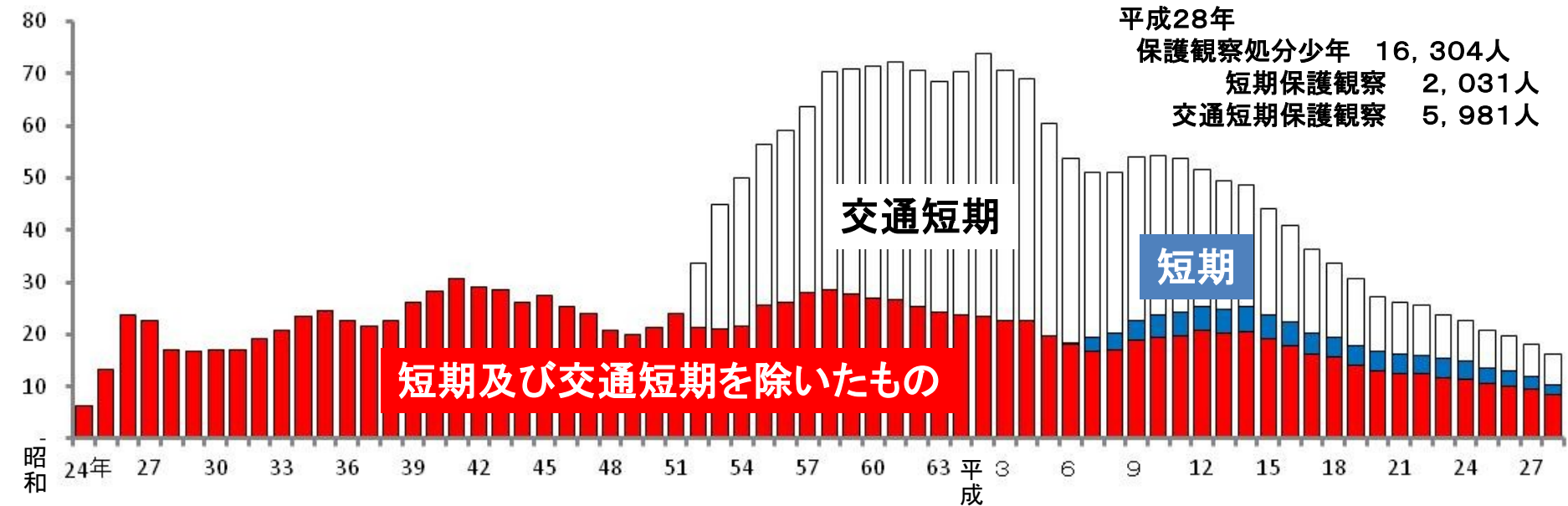
平成28年

仮釈放者 13,260人  
 全部及び一部執行 3,034人  
 合計 16,294人



# 保護観察処分少年の開始人員推移

千人



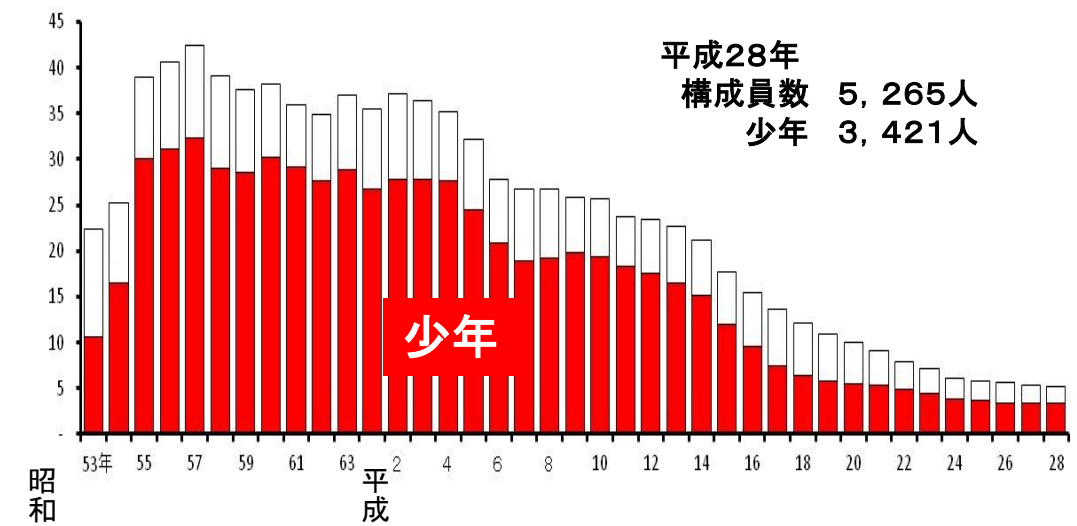
## 犯罪白書(平成9年版)

少年の非行集団の代表的なものの一つに「暴走族」が挙げられる。昭和30年代前半の「カミナリ族」の出現に始まり、40年代の「サーキット族」、40年代後半から現在に至る「暴走族」の暴走行為は、警察をはじめとする関係諸機関及び地域社会を含めた総合的な対策が推進されているにもかかわらず、長期間にわたり大きな社会問題となっている。

構成員数は、57年の4万2,510人をピークとして、以後、多少の起伏を示しながらも減少傾向にある。

# 暴走族の構成員数の推移

千人





保護観察という刑事政策の一翼を民間の篤志家である保護司が無給で担うという、世界にも余り例を見ない保護司制度は、どのようにして始まったのでしょうか。

我が国の保護司制度の源流がどこにあるかについては、いろいろな見方がありますが、現在の制度の直接的な前身として考えられるのは、司法保護委員と嘱託少年保護司です。

明治21年に静岡県で金原明善(天竜川の治水事業を始め生涯を通じ公益に尽くした実業家)と川村矯一郎(静岡監獄の副典獄)が設立した静岡県出獄人保護会社(注)を嚆矢(こうし:物事のはじまり。最初。)に民間の慈善事業として始まった刑余(けいよ:以前に刑罰を受けたこと)者の保護事業は、その後も民間篤志(とくし:志のあついこと。特に、社会事業や公共の福祉などに熱心に協力すること)家や宗教家による慈善事業として発展し、昭和初期にかけて、全国各地に司法保護委員が置かれるようになりました。このように、民間から始まった司法保護委員は、昭和12年には全日本司法保護事業連盟の結成へとつながり、昭和14年に司法保護事業法が制定されることにより、初めて司法保護委員の法的制度化がなされました。

一方、旧少年法が大正12年に施行され、少年審判所に現在の保護観察官に相当する専任の少年保護司が置かれるとともに、民間の篤志家に少年保護司の事務を嘱託する嘱託少年保護司の制度が設けられました。この嘱託少年保護司は保護司の前身であると言えます。

昭和25年には、保護司法が制定・施行され、従来の司法保護委員は「保護司」と改称され、現行の制度となりました。

このように、民間の慈善事業に始まった更生保護制度ですが、その精神は現在に至るまで連綿と受け継がれています。

(注)吾作は身を投げた

当時、静岡監獄に、あらゆる罪科を重ねた吾作(仮名)という囚人がいた。多くの看守、押下(おうか)がほとんど手を焼くほどの問題受刑者であったが、副典獄(今でいえば刑務所の副所長)であった川村矯一郎(かわむらきょういちろう)の熱心な訓戒(くんかい:物事の理非・善悪を教えさとし、いましめること)が効を奏して心底悔悟(かいご:自分のした事の悪かったことを認めて後悔すること)するに至り、出所の時には川村副典獄に「今後は道に外れるようなことは、誓っていたしません」と必ず更生を遂げ再び監獄には戻らないことを誓って獄を去っていった。

吾作は、10年以上も獄にあった。喜び勇んで我が家あたりまで帰りついて見ると、背戸(せど:家の後ろの方。裏手)の柿の樹も、庭の木々も昔のままに繁っている。己が家も昔のままではあるが、中に住む人は変わっているらしい。様子をつかかってみると、もはや父母はなく、かつての我が妻は他人の妻となっているらしく、見知らぬ三人の子供たちと仲睦まじくしている。そのまま家に入っていくわけにもいかず、やむなく村内の親戚を訪ねて一夜の宿を乞うたが、「お前のような悪者は泊めるわけにはいかない」とにべもなく断られ、せめて一晚庭の隅なりと頼んだが、それさえもまかりならぬと追い返されてしまった。すごとすごと引き返した彼は、警察署にゆき、その袖にすがろうともしたが、「放免(ほうめん:刑期を終えた者)になった者を手にかけるわけにはいかない」という。

寝るに宿なく、食するに一文の金もない。以前の彼だったら、たちまち悪事に走ったはずである。が、脳裏に浮かぶのは、川村副典獄の訓戒である。川村副典獄との約束である。二度と悪事はできない。彼は遂に川村副典獄にあてた長い書置き(かきおき:を死を予期して書き残しておく手紙。遺書)残して、村外れの池に身を投じ、自らの命を断ってしまった。

矯一郎は、この報知(ほうち:知らせること。また、その知らせ。通知)を受け、書置きを手にすると長大息(ちょうたいそく:長いため息をつくこと)をついた。そして金原明善(きんぱらめいぜん)に会うと事の仔細を語った。話を聞いた明善は、「川村さん、あんたの名訓戒も、人を殺すに至っては功德とはいえない。改心して監獄を出た者を社会の中でしっかりと保護する方法を考えなくてははいけません。常々、あんたは、欧米には出獄人を保護する団体があると言っているが、それをなんとか、静岡県にも作ろうではありませんか」と提案をした。この出獄人保護会社の設立の発端となる金原明善と川村副典獄とのやりとりは、明治20年中のできごとと思われる。ここに二人の行脚が始まり、県下の有力者を主唱者に依頼して、出獄人保護会社の設立を図ろうとする運動が始まったのである。

静岡県にある日本で最初の更生保護施設設立の契機となったエピソードです。「金原明善」は、実業家として、天竜川の治山・治水などの公共事業家として、また、教育者として、そして、更生保護事業の創始者として、人生をきたした人です(天保3年(1832年)生、大正12年(1923年)没)。